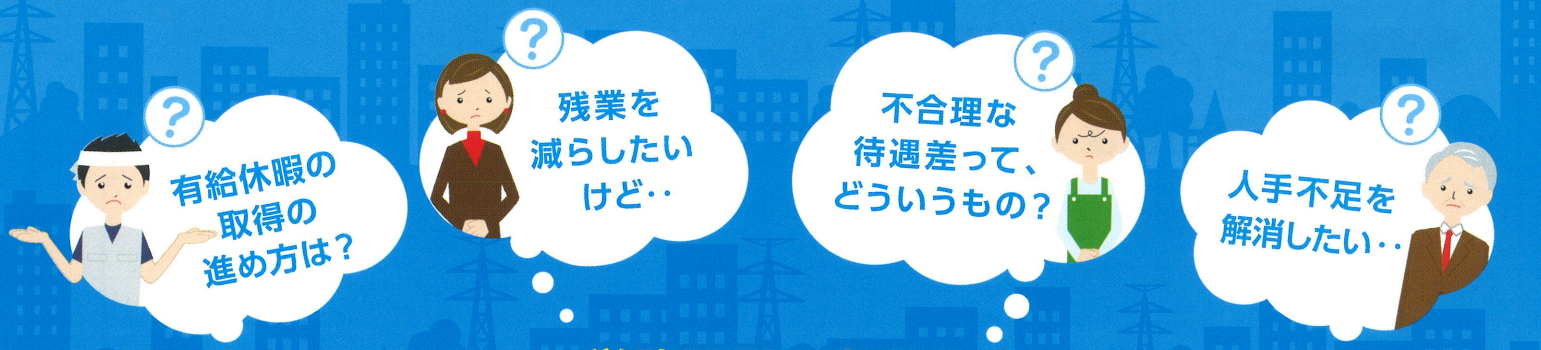


2019年春  
スタート!

中小企業  
小規模事業者  
の皆様へ

# 働き方改革

## 「お悩み」にお応えします! すべて無料



### 労務問題の専門家

**「社会保険労務士」が対応いたします。**  
**安心して、お気軽にご相談ください。**

- 年5日の有給休暇の取得が義務化されました。(2019年4月~)
- 残業時間の上限規制が設けられます。(2020年4月~)\*
- 非正規労働者への不合理な待遇差は禁止されます。(2021年4月~)\*

\*中小企業対象

**人材確保・定着につながる魅力ある職場づくりをお手伝いします!**

### 支援内容

#### ① まずはご相談を

来所・電話・メールなどで  
まずはご相談を。  
専門家がご対応  
いたします。

#### ② 問題解決に向けたお手伝い

専門家が直接事業所にお伺いし、課題解決の  
ための改善提案を行います。(希望制)

- 訪問回数: 原則3回(最大5回程度)まで。
- セミナーや相談会も実施しております。

無料でご相談に応じます!

- 対面相談
- メール・FAX相談
- 電話相談
- 訪問相談

詳細はWEBで  
ご覧いただけます!



カンタンにWEBページにアクセス!▶

### 相談窓口

## 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

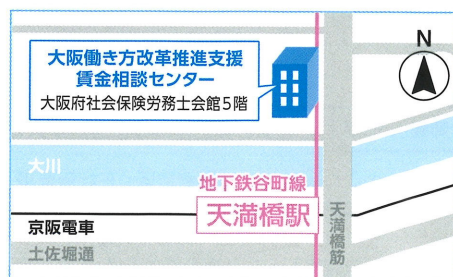
**場所** 大阪府社会保険労務士会館 5階  
〒530-0043 大阪市北区天満2-1-30

地下鉄谷町線「天満橋駅」  
②番出口から徒歩5分

**連絡先** フリーダイヤル ☎0120-068-116  
メールアドレス ✉ hatarakikata@sr-osaka.jp

裏面は、  
FAXの申込書です。

**対応日時** 平日 午前9時～午後5時まで(水曜日のみ午後6時まで)



# FAX 申込書

FAX 番号 06-4800-8177

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは  
FAXによるご相談、各種支援サービスのお申し込みもお受けしております。  
(FAXをいただければ、1週間以内にお電話で連絡いたします。お電話、メールでもお申し込みが可能です。)

希望するサービスに  をお付けください。

個別訪問による相談を希望する。

ご相談内容

働き方改革セミナー講師を希望する。

※地方自治体、事業主団体、経済団体等が開催するセミナー（概ね30事業所）に講師を派遣いたします。

臨時出張相談（イベントを含む）を希望する。

※地方自治体、事業主団体、経済団体等の施設等において、臨時出張相談窓口にて専門家を派遣いたします。

事業所名	フリガナ	電話番号	
所在地	〒	ご担当者名	フリガナ
	—		
		(備考)	

## 働き方改革推進支援センター相談事例

### 卸売・小売業 正社員と非正社員の処遇差が大きく、正社員に特定業務が集中

- 事務職中心の非正社員に、資格取得や正社員登用、多能工化を提案。
- 非正社員の時給のランク分けや、個人評価に対応する時給を提案。

- 非正社員の時給アップ。仕事の幅を広げ、業務の偏りが解消しつつある。
- フォークリフト資格を取り、正社員化(キャリアアップ助成金利用)した労働者もいる。

### 飲食業 特定部門の社員が長時間労働

- 従業員に所属部門以外の業務も習熟させ(マルチタスク化)、部門のシフト制を提案。
- シフト作成前に休日の希望日を申請させ、休日の確保を徹底するよう提案。
- 生産性向上に資する食材製造器等の費用を補助する時間外労働等改善助成金を紹介。

- マルチタスク化により残業が削減。